

低入札価格調査手続要綱

平成 30 年 3 月 19 日 行財政局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定又は同令第 167 条の 13 において準用する同令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用しようとする場合の手続について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札 一般競争入札又は指名競争入札
- (2) 低入札価格調査 契約の内容に適合した履行がされるか否かについての調査
- (3) 最低価格入札者 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（ただし、失格基準価格を設定している場合は、失格基準価格を下回る価格をもって申込みをした者を除く）
- (4) 次順位者 最低価格入札者以外の者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者
- (5) 履行可能 最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされること
- (6) 履行不能 最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること
- (7) 調査基準価格 履行不能の疑いがある基準となる価格
- (8) 失格基準価格 履行不能と認める数値的判断基準となる価格
- (9) 審査会 神戸市請負契約審査会

(対象)

第 3 条 工事請負契約であって、予定価格が 5 億円以上のもの又は総合評価落札方式を適用するものに係る入札については、低入札価格調査の対象として調査基準価格を設定するものとする。

- 2 予定価格が 5 億円未満の工事請負契約に係る入札のうち、特に必要があると認めるものについては、低入札価格調査の対象として調査基準価格を設定することができるものとする。
- 3 予定価格が 5 千万円以上の製造請負契約に係る入札については、低入札価格調査の対象として調査基準価格を設定するものとする。
- 4 予定価格が 5 千万円未満であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される製造請負契約に係る入札については、低入札価格調査の対象として調査基準価格を設定することができるものとする。
- 5 特例政令の規定が適用されるその他請負契約に係る入札については、低入札価格調査の対象として基準価格を設定することができるものとする。

(調査基準価格)

第 4 条 調査基準価格は、予定価格の 3 分の 2 を下らない範囲内でその都度定めるものとする。

- 2 調査基準価格は、予定価格の基礎となる仕様書、設計書等により算出するものとする。

(失格基準価格)

第 5 条 失格基準価格は、予定価格の基礎となる仕様書、設計書等により算出するものとする。

- 2 失格基準価格を設定している場合は、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、前項の失格基準価格を下回らないことを確認した後に次条に規定する調査を行うものとする。
- 3 確認の結果、失格基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、契約の内容に適合した履行が不能であるものとして、落札者とししないものとする。

(低入札価格調査の実施)

第 6 条 第 3 条の規定により調査基準価格を設定した入札において、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回っているときは、低入札価格調査を行うものとする。

- 2 低入札価格調査を行おうとするときは、入札執行者は、入札者に対し、低入札価格調査を行

い落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

- 3 前項の場合において、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者（失格基準価格を下回る価格をもって申込みをした者を除く。（以下「低入札者」という。））に対し、次条各号に規定する内容を確認できる書類のうち、必要なものについて提出を求めるものとする。
- 4 低入札者が前項に規定する書類を提出期限までに提出しない場合は、契約の内容に適合した履行が不能であるものとして、当該低入札者を落札者とししないものとする。

第7条 低入札価格調査の実施にあたっては、次の各号の内容のうち必要なものについて、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。

(1) 工事請負契約

- ア その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- イ 契約対象工事における予定施工体制
- ウ 配置予定技術者
- エ 契約対象工事付近における手持工事の状況
- オ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- カ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- キ 手持資材の状況
- ク 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ケ 手持機械数の状況
- コ 労務者の具体的供給見通し
- サ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- シ 経営内容
- ス アからシまでの事情聴取した結果についての調査検討
- セ サの公共工事の成績
- ソ 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
- タ 信用状況 建設業法違反の有無
賃金不払の状況
下請代金の支払遅延状況
その他
- チ その他必要な事項

(2) 製造請負契約 前号に準ずる内容

(3) その他請負契約

- ア その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- イ 契約対象業務における履行計画書
- ウ 契約対象業務における予定人員配置
- エ 業務従事者への支払予定賃金の状況
- オ 業務従事者の具体的供給見通し
- カ 現在の手持の業務の状況
- キ 同様の業務での国又は地方公共団体からの過去の受注実績
- ク 現在の手持ち機械、器具、材料等の状況
- ケ 経営内容
- コ アからケまでの事情聴取した結果についての調査検討
- サ その他必要な事項

(履行可能と認めた場合)

第8条 低入札価格調査の結果、履行可能と認めたときは、直ちに、最低価格入札者に対しては落札者とする旨の通知を、その他の入札者に対しては最低価格入札者を落札者とする旨の通知をするものとする。

(履行不能と認めた場合)

第9条 低入札価格調査の結果、履行不能と認めたときは、当該調査の結果及び意見を記載した書面を審査会に提出し、その意見を求めるものとする。

- 2 第5条第3項及び第6条第4項の規定により履行不能と認めたときは、前項の規定は適用しないものとする。

(審査会の意見)

第10条 審査会は、前条の規定により意見を求められたときは、必要な審査をし、書面により意

見を表示するものとする。

(審査会が履行不能との意見を表示した場合)

第11条 前条の規定により審査会が履行不能との意見を表示した場合においては、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とするものとする。

2 前項の場合においては、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者とする旨の通知を、その他の入札者に対しては次順位者を落札者とする旨の通知をするものとする。

(審査会が履行可能との意見を表示した場合)

第12条 第10条の規定により審査会が履行可能との意見を表示した場合において、最低価格入札者を落札者とするときは、第8条に規定する通知を行うものとする。

2 第10条の規定により審査会が履行可能との意見を表示した場合において、なお、履行不能と認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。この場合においては、前条第2項に規定する通知を行うとともに、審査会に対してその旨を通知するものとする。

(次順位者の調査)

第13条 第11条第1項又は前条第2項の規定にかかわらず、当該規定により落札者となるべき次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っているときは、当該次順位者について、第7条から前条までの規定に準じた手続を行う。

(施工体制台帳の提出)

第14条 低入札価格調査を経た工事請負契約については、請負業者に対して、施工体制台帳の提出を求めるものとする。

(低入札価格調査を経て契約を締結する場合の措置)

第15条 低入札価格調査を経て契約を締結する場合、必要に応じ、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第24条第1項に規定する契約保証金の額を、契約金額の100分の10以上とすること
- (2) 担保期間を、設計図書において定められた担保期間の2倍の期間とすること
- (3) 神戸市契約規則第58条に規定する随時検査として、適正かつ円滑な工事施工に資するために施工途中に技術的検査を実施すること
- (4) 下請負人について、原則として、第6条第3項の規定により提出された書類に記載された施工体制による施工を義務付けること
- (5) 専任の監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置が義務付けられている工事において、専任の監理技術者等とは別に、配置技術者の要件を満たす補助技術者1名を専任で現場に配置することを義務付けること。なお、共同企業体に該当する場合は、代表者から選出するものとする。

(施行細目の委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局契約監理課長が定める。

施行：平成30.4.1 令和2.4.1 令和3.8.1